カメラマン　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、以下の写真の撮影及びそれらに付随する業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

　撮影場所：○○

　撮影内容：○○

　撮影写真の使用目的：○○

第２条

乙は、令和〇年○月〇日までに、本件業務の成果物を○○データ形式のファイルにて甲のメールアドレス(○○＠○○.○○)まで送付して納入する。ただし、自然災害発生などやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえで当該期限を延長することができるものとする。

2　甲は、前項の成果物の検収を行い、受理後〇日以内に、乙に対して完了もしくは理由を告げての再撮影の要請のいずれかを通知する。

3　乙は、甲から再撮影の要請を受けた場合速やかに対応するものとする。

第３条

甲は、乙に対し、本件業務の委託料として金〇円を支払う。

2　本件業務の履行において、乙負担または立替えた費用があるときは、乙は業務終了後に甲へ明細を提示して請求するものとする。

3　甲は、乙に対し、第1項の委託料及び前項の費用を、乙の業務終了後 １カ月以内に、乙の指定口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲が負担する。

第４条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　本条の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

乙は本件業務における成果物に関する著作権（以下「本著作権」という。）を、甲に譲渡する。

2　乙は、本著作権につき、著作権法第18条から第20条までの権利を、甲に主張しない。

3　本著作権は，第3条に定める対価の支払いと引き替えに乙から甲に移転するものとする。

4　乙は、自己のサイトまたはSNSにおいて、実績紹介のために、甲の承諾を得て成果物の全部又は一部を公開することができる。

第６条

乙は、本件業務の成果物の内容が、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないものであることを保証する。

第７条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。

第８条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印